

大阪のまちづくりグランドデザイン推進本部設置規約

(設置)

第1条 大阪府、大阪市及び堺市の関係部局が連携しながら、大阪のまちづくりグランドデザインを推進するため、大阪のまちづくりグランドデザイン推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、大阪のまちづくりグランドデザインのとりまとめ及び推進に関することとする。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、大阪府知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、大阪市長及び堺市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部長は、推進本部の会議を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。なお、副本部長は、本部長に事故があるときは、その職務を代理し、又は本部長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 推進本部の会議においては、代理出席を可能とする。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、大阪府市長会会長並びに大阪府町村長会会長、その他関係者に対し、推進本部の会議への出席を求めることができる。
- 5 本部長は、大阪のまちづくりグランドデザインのとりまとめ及び推進について、学識経験を有する者その他関係者の意見を聴くことができる。
- 6 本部長が認めるときは、本部員の出席のみで推進本部の会議を開催することができる。この場合において、大阪都市計画局を担当する大阪府副知事は、推進本部の会議を主宰する。
- 7 推進本部の会議は、原則公開とする。

(幹事会等)

第5条 本部長は、会議での議事又は専門的な事項等に関し必要な協議及び調整等を行うため、推進本部に幹事会その他必要な組織(以下「幹事会等」という。)を置くことができる。

- 2 幹事会等の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、大阪都市計画局計画推進室及び堺市建築都市局都市計画部において処理する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、推進本部の会議の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年12月16日から施行する。

この規約は、令和4年4月25日から施行する。

この規約は、令和5年6月26日から施行する。

この規約は、令和6年5月8日から施行する。

別表

大阪府 大阪都市計画局を担当する副知事

副首都推進局長、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、商工労働部長、
環境農林水産部長、都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長

大阪市 大阪都市計画局を担当する副市長

副首都推進局長(再掲)、経済戦略局長、大阪都市計画局長(再掲)、
計画調整局長、建設局長、大阪港湾局長(再掲)

堺 市 建築都市局を担当する副市長

市長公室長、文化観光局長、産業振興局長、建築都市局長